

令和4年12月14日

お客さま各位

西日本高速道路株式会社

## 自動車検査証の電子化に伴う ETCコーポレートカード利用約款等の改正につきまして

平素より、高速道路をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

自動車検査証の電子化に伴い、一部の記載事項を除き自動車検査証情報がICタグに記録されるため、令和5年1月1日より、「ETCコーポレートカード利用約款」を改正いたしますので、ご案内申し上げます。また、「ETCコーポレートカードの利用に係るプライバシーポリシー」についても改正いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 自動車検査証の電子化に伴う添付書類の変更について

下記の様式を窓口会社に提出する際に、電子化された自動車検査証をお持ちの場合は、有効期限や使用者の住所、所有者の氏名・住所を確認させていただくために、車検証閲覧アプリからプリントアウトした自動車検査証記録事項または運輸局から交付される自動車検査証記録事項の写しを添付書類として提出いただくようお願いいたします。なお、電子化される以前の自動車検査証(紙媒体)をお持ちの場合は、従来通り自動車検査証の写しの提出をお願いいたします。

<様式>

- ・ETCコーポレートカード利用約款第3条に定めるETCコーポレートカード利用申込書(別記様式1)
- ・ETCコーポレートカード利用約款第7条に定めるETCコーポレートカード追加発行申込書  
(別記様式4)
- ・ETCコーポレートカード利用約款第28条の2に定める登録車両入替届(別記様式16)

自動車検査証の電子化及び車検証閲覧アプリの詳細については、「国土交通省電子車検証特設サイト」をご確認ください。

国土交通省電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

### 2. 利用約款等の改正

#### I.ETCコーポレート利用約款(令和5年1月1日施行)

##### 改正の内容

自動車検査証の電子化に伴う添付書類の変更を明記いたします。

・新旧対照表

改正前(令和4年12月31日まで)	改正後(令和5年1月1日施行)
附則	附則

- 1 本約款は、**令和元年10月1日**から施行します。
- 2 **平成30年10月1日**施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。
- 3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。
- 4 本約款の施行日より前の時点において、カードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、当該行為の発生時点における約款に基づく措置を適用します。

- 1 本約款は、**令和5年1月1日**から施行します。
- 2 **令和元年10月1日**施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。
- 3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。
- 4 本約款の施行日より前の時点において、カードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、当該行為の発生時点における約款に基づく措置を適用します。

別表1

< 第3条に定めるETCコーポレートカード利用申込書の添付書類 >

添付書類名	加入単位		
	個人	法人	組合
申込者の法人登記簿		○	○
申込者の印鑑証明	○	○	○
保証人の印鑑証明 ※1	○	○	○
自動車検査証(写し)	○	○	○
設立認可書(写し)			○
カードを利用する組合員の名簿(出資の有無を明らかにすること。)			○
定款			○
定款変更認可書(写し)			○
決算報告書			○
定款に定める事業の活動状況が確認できる書類(契約書等の写し)			○
事業免許証(写し)、運行経路、回数、停留所等を明らかにした書類 ※2		○	○
その他窓口会社が必要と認める書類	○	○	○

表中の「組合」とは、「事業協同組合」をいいます。  
 ※1 保証金を預託する場合は提出の必要はありません。  
 ※2 路線バス事業者でない場合は、提出の必要はありません。

別表1

< 第3条に定めるETCコーポレートカード利用申込書の添付書類 >

添付書類名	加入単位		
	個人	法人	組合
申込者の法人登記簿		○	○
申込者の印鑑証明	○	○	○
保証人の印鑑証明 ※1	○	○	○
自動車検査証(写し)※2	○	○	○
設立認可書(写し)			○
カードを利用する組合員の名簿(出資の有無を明らかにすること。)			○
定款			○
定款変更認可書(写し)			○
決算報告書			○
定款に定める事業の活動状況が確認できる書類(契約書等の写し)			○
事業免許証(写し)、運行経路、回数、停留所等を明らかにした書類 ※3		○	○
その他窓口会社が必要と認める書類	○	○	○

表中の「組合」とは、「事業協同組合」をいいます。  
 ※1 保証金を預託する場合は提出の必要はありません。  
 ※2 **電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等)を提出して下さい。**  
 ※3 路線バス事業者でない場合は、提出の必要はありません。

< 第7条に定めるETCコーポレートカード追加発行申込書の添付書類 >

添付書類名	加入単位		
	個人	法人	組合
届け出る車両ごとにセットアップされた車載器管理番号を明らかにした書類	○	○	○
自動車検査証(写し)	○	○	○
カードを利用する組合員の名簿(出資の有無を明らかにすること。)			○

< 第7条に定めるETCコーポレートカード追加発行申込書の添付書類 >

添付書類名	加入単位		
	個人	法人	組合
届け出る車両ごとにセットアップされた車載器管理番号を明らかにした書類	○	○	○
自動車検査証(写し)※1	○	○	○
カードを利用する組合員の名簿(出資の有無を明らかにすること。)			○

カードの必要枚数を組合員別に明らかにした書類			○
その他窓口会社が必要と認める書類	○	○	○

表中の「組合」とは、「事業協同組合」をいいます。

<第28条の2に定める登録車両入替届の添付書類>

添付書類名	加入単位		
	個人	法人	組合
新車両の自動車検査証(写し)	○	○	○
その他窓口会社が必要と認める書類	○	○	○

表中の「組合」とは、「事業協同組合」をいいます。

カードの必要枚数を組合員別に明らかにした書類			○
その他窓口会社が必要と認める書類	○	○	○

表中の「組合」とは、「事業協同組合」をいいます。

※1 電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等)を提出して下さい。

<第28条の2に定める登録車両入替届の添付書類>

添付書類名	加入単位		
	個人	法人	組合
新車両の自動車検査証(写し)※1	○	○	○
その他窓口会社が必要と認める書類	○	○	○

表中の「組合」とは、「事業協同組合」をいいます。

※1 電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等)を提出して下さい。

## II. ETCコーポレートカードの利用に係るプライバシーポリシー

### 改正の内容

個人情報保護規程は、三会社がそれぞれ定めているため、適切な表現に改めます。

### ・新旧対照表

改正前(令和4年12月31日まで)	改正後(令和5年1月1日施行)
(1) 管理のための措置 ・ 三会社は、ETCシステムにおける個人情報保護規程にしたがって、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、内部管理体制の構築、運用及びシステムの安全対策を実施することにより、お客様の情報を厳重に保護いたします。	(1) 管理のための措置 ・ 三会社は、三会社がそれぞれ定める個人情報保護規程にしたがって、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、内部管理体制の構築、運用及びシステムの安全対策を実施することにより、お客様の情報を厳重に保護いたします。

以上